

「バイオ炭」の必要性とその取組について

1 「バイオ炭」とは

- バイオ炭とは、木材や作物残渣など生物資源を材料とした生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のことを指します。(※1)。
- バイオ炭の中の炭素は、難分解性であり、農地へ施用すると炭素が土壌中に貯留するとともに、土壌の透水性、保水性、通気性の改善などに効果があると言われ、土壌改良資材として昔から使用されてきました。農家の方々にとって、土壌改良資材としてバイオ炭を使用することで、地力が向上するのみならず、温室効果ガスを削減し、気候変動対策にも貢献できることとなります。バイオ炭施用は国際的にも認められた吸収源活動です(※2)。
- 国際的に認められるバイオ炭は、「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」と定義されています(※3)。

資料(※1) 日本バイオ炭普及会 資料(※2) 農林水産省「バイオ炭について」 資料(※3) 2019年改良IPCCガイドライン

2 J-クレジット制度における「バイオ炭の農地施用」について

- 国は、省エネ設備の導入や森林管理等の温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット」を運営していますが、2020年9月「バイオ炭の農地施用」を対象とした方法論が策定されました。

□ J-クレジット制度の対象条件等

区 分	説明
対象となる炭	木竹由来の「白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭」の5種に加え、その他のバイオ炭(家畜ふん尿由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来、木の実由来、製紙汚泥・下水汚泥由来)も対象
施用条件	1 農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉱質の土壌に施用すること
製造・品質条件	2 燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下350℃超の温度で焼成されていること 3 バイオ炭の原料は、国内産であること 4 バイオ炭の原料は、未利用の干ばつ材など他に利用用途がないものであること(燃料用炭の副生物も条件を満たす) 5 バイオ炭の原料には、塗料、接着剤等が含まれていないこと

□ J-クレジット制度の概要



資料：農林水産省「J-クレジット制度におけるバイオ炭の農地施用の方法論について」